

新型インフルエンザ等対策マニュアル

(目 的)

第1条 当社は新型インフルエンザ等の流行による人材の傷み、関連して生じるリスクと生産性への影響を最小限にし、事業継続を確かなものにするため、従業員行動基準を定め「新型インフルエンザ等対策マニュアル」を制定する。

新型インフルエンザ等の持つ病原性からは感染を完全に阻止することは不可能であるという認識にたち、「危機管理委員会」を設置するとともに、全従業員（以下「社員」という）が理解と社会的責任を意識しながら、流行が終息したと考えられる時期まで、決められた行動基準を守るものとする。

第6条 当社の本社組織内に「危機管理委員会」を設置し、危機対応を行う。

2. 「危機管理委員会」は新型インフルエンザ等の対策や各種リスクをヘッジするため、対策の検討、指示等を行う。
3. 「委員長」は代表取締役とし、以下、専務取締役、取締役、部長、課長を委員とする。
4. 「委員長」はその職責を他の役員に委任することができる。
5. 「委員長」は担当者（以下「対策担当者」という）を任命し、対策準備と実行を指示する。
6. 「委員長」が必要と判断した場合は、産業医に参加要請を行う。
7. 総務部を事務局とし、会議の設定、進行、進捗等を記録する。
8. 本委員会は以下の検討、決定を行う。
 - (1) 社員の感染動向、拡大状況の判断、健康管理に関する事項
 - (2) 重症度の判断
 - (3) 行うべき対策の計画と準備
 - (4) 行うべき対策の実施と確認
 - (5) 社内で発生した問題に関して、判断や対応が困難な事象の検討